

# 佐賀市社会福祉協議会実習生受入要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人佐賀市社会福祉協議会（以下「本会」という。）において行う国家試験受験資格取得のための社会福祉現場実習又は大学等の卒業単位取得のための体験学習（以下「実習」といい、実習を行う学生を「実習生」という。）について、実習生の受入基準、受入施設、手続き、サービス、その他必要な事項を定める。

(実習の目的)

第2条 実習は、これからの社会福祉を担う学生に社会福祉専門職に求められる姿勢、態度、援助技術を身につける実地教育の場を提供し、社会福祉の増進に繋がるよう指導・育成を行うことを目的とする。

(実習生の受入基準等)

第3条 実習生は、現住所又は帰省先からの通勤が可能であり、社会福祉専門職に成るために熱意と情熱を持つ者とする。

2 実習生の受入人数は、実習指導の充実を図るため、原則として受入時期に応じ、常時5名を上限として受け入れるものとする。

3 実習生の受入範囲は、次のとおりとする。ただし、本会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(1) 社会福祉現場実習

- ①社会福祉援助技術現場実習（相談援助実習）（社会福祉士国家試験受験資格取得）
- ②介護実習（介護福祉士国家試験受験資格取得）
- ③保育実習（保育士国家試験受験資格取得）
- ④精神保健福祉援助実習（精神保健福祉士国家試験受験資格取得）
- ⑤介護実習（訪問介護員・移動介護従事者等養成研修修了資格取得）

(2) 体験学習（卒業単位取得）

(実習の受入施設)

第4条 実習の受入施設は、本会が運営する施設等とする。

(実習の期間)

第5条 実習の受入期間は、実習生の希望を勘案し、実習受入施設の実情により会長が決定する。

(実習生の受入れ手続き)

第6条 大学等は、第3条第3項第1号に規定する社会福祉現場実習の受入れの申し込みを行う場合は、本会の団体会員（会員規程第3条第3号に定める会員）であることとする。

2 大学等は、本会での実習を希望する場合は、会長に対して、実習の受入れの申し込みを行うものとする。

- 3 会長は、大学等から実習の受入れの申し込みがあった時は、実習の目的、内容等が適当と認められるものであって、実習生の受入れが実習受入施設の業務に支障が無い場合に、受入れを承諾するものとする。
- 4 会長は、実習の受入れを決定した場合は、その旨を実習依頼者である大学等に通知するものとする。

(実習の受付及び指導者)

第7条 本会に実習受付担当者（以下「指導者」という。）を設け、事務にあたることとする。

- 2 実習の受付は、常時行い実習日程の確定したものから優先的に受け入れる。

(担当者)

第8条 実習受入施設に指導者とは別に担当者を設け、実習生の指導及び助言にあたることとする。

- 2 指導者及び担当者は、実習生に対する実習計画表（カリキュラム）を作成し、実習の適正かつ効果的な実施に努めるものとする。

(指導要領)

第9条 実習受入施設は実習生の主体性を尊重し、各事業担当者との調整を図り指導を行う。

- 2 実習受入施設は、通常の業務時間の範囲内で指導を行うものとする。ただし、時間外や休日などの業務の際は実習生の希望により実施することができる。

(実習生の服務等の取扱い)

第10条 実習生の服務の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- (2) 実習生は、実習時間中、本会職員が遵守すべき法令等を守るとともに、実習期間中は実習に専念し、本会の信用を傷つけ、又は不名誉になるような行為を行ってはならない。
- (3) 実習生は、会長から実習に関する報告書やアンケート等の提出を求められた場合は、これに協力し、提出しなければならない。

(遵守事項)

第11条 実習生の遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習期間中に知り得た個人の秘密を決して他に漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- (2) 実習生は、挨拶、言葉遣いや態度、服装は節度と礼儀をわきまえたものとし、実習に相応しいものを着用する。なお、利用者を傷つける恐れのある装身具（指輪・ペンダント・ピアス等）は装着してはならない。
- (3) 実習生は、勤務時間、会合等の時間は厳守し、やむを得ず欠席・遅刻・早退等をする場合は事前に指導者に連絡し、了承を得なければならない。
- (4) 実習生は、実習中に関わった利用者に対し、実習の範囲を超えた個人的な関わりを持ってはならない。

(実習の中止)

第12条 実習受入施設は、実習生が第10条の規定に違反し、又は実習生としてふさわしくない行為があった場合は、当該実習を中止することができる。実習を中止した場合は、速やかに大学等にその旨を通知することとする。

2 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、実習生個人及び大学等で負うものとする。

(実習に係る費用負担)

第13条 実習生の実習のために要する費用の一切は、実習生個人又は大学等の負担とする。

(実習中の事故等に伴う災害補償)

第14条 実習期間中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

(1) 大学等又は実習生は、実習前に傷害保険及び損害賠償保険（以下「保険」という。）に加入しなければならないものとし、本会での保険の加入は一切行わない。

(2) 実習生が本会又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険等により補償しなければならない。

(3) 上記(1)から(2)に基づく保険の利用に関する必要な手続きは大学等が行うものとする。

(実習謝礼)

第15条 実習謝礼については原則、実習依頼元である大学等の基準額を準用し、大学等から連絡があった場合に限り、振込みにより受理するものとする。

(その他)

第16条 その要領に定めのない事項及びこの要領に疑義が生じた事項については、本会、実習受入施設、大学等、実習生及びその他の関係者が協議して決定するものとする。

附 則

この要領は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成24年11月1日一部改正）

この要領は、平成24年11月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。